

志 摩 市 教 育 委 員 会 会 議 録

- | | | | |
|--------------------|----------------------------|--|-------|
| 1. 会 議 の 種 類 | 令和6年第11回定例会 | | |
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和6年11月14日（木） | | |
| 1. 開 催 年 月 日 | 令和6年11月21日（木） | | |
| 1. 開 催 場 所 | 志摩市役所405会議室 | | |
| 1. 招 集 を し た 者 | 舟戸 宏一 | | |
| 1. 委 員 数 | 4名 | | |
| 1. 出 席 委 員 | 山下 行重・坂中 小百合・柴原 千峰・茶吞 潤造 | | |
| 1. 欠 席 委 員 | | | |
| 1. 会 議 に 出 席 し た 者 | 教育長 | | 舟戸 宏一 |
| | 教育部長 | | 井上 辻明 |
| | 教育総務課長 | | 前田 悟 |
| | 学校教育課長 | | 金光 孝裕 |
| | 学校教育課副参事兼管理主事 | | 村井 浩志 |
| | 総合教育センター長 | | 岩城 一博 |
| | 生涯学習スポーツ課長兼中央公民館長兼歴史民俗資料館長 | | 前田 嘉仁 |
| | こども家庭課兼こども家庭センター長 | | 坂井 典子 |
| 1. 傍 聴 人 | 0名 | | |
| 1. 事 項 | | | |

開 会 開会時間 午前 10 時 00 分

日程第 1 会議録署名委員の指名 1 番 山下委員

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議案第 45 号 志摩市進学応援基金条例の制定について

日程第 4 議案第 46 号 志摩市進学応援金条例の制定について

日程第 5 議案第 47 号 志摩市奨学基金条例の一部改正について

日程第 6 議案第 48 号 志摩市進学応援金条例施行規則の制定について

日程第 7 議案第 49 号 令和 6 年度 1 2 月補正予算（案）について

日程第 8 議案第 50 号 令和 5 年度教育委員会事務の点検評価報告書について

日程第 9 議案第 51 号 令和 7 年度全国学力・学習状況調査について

日程第 10 議案第 52 号 指定管理者の指定について（志摩 B&G 海洋センター・志摩総合スポーツ公園）

日程第 11 報告第 41 号 令和 6 年度第 2 回一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査結果について

日程第 12 報告第 42 号 志摩市総合教育センター運営委員会 令和 6 年度 第 2 回会議について

日程第 13 その他協議・報告案件について

① 各課からの報告

② その他

閉 会 閉会時間 10 時 56 分

教育長	おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより、令和6年第11回定例教育委員会を開会します。事項書の日程に従いまして、進めさせていただきます。
日程第1	会議録署名委員の指名
教育長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は1番山下委員を指名します。よろしくお願いします。
委員	よろしくお願いします。
日程第2	教育長報告
教育長	日程第2、教育長報告についてはお手元に配付のとおりでございます。教育長報告について質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようでしたら、次へ進めます。
日程第3	議案第45号 志摩市進学応援基金条例の制定について
教育長	日程第3、議案第45号 志摩市進学応援基金条例の制定についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。
事務局	議案第45号志摩市進学応援基金条例の制定について、46号志摩市進学応援金条例の制定について、48号志摩市進学応援金条例施行規則の制定について、この3つの議案につきましては、志摩市の進学応援金給付事業に係る関連議案でございますので、一括して説明させていただきたいと思います。資料につきましては2ページからとなります。現在志摩市では奨学金貸与事業としまして、経済的理由により修学困難な学生に対し、将来社会に有用な人材を育成することを目的としまして奨学金を貸与しております。事業の原資であります志摩市奨学基金には現在1億8,500万円ございますが、そのうち1億円をこのたび新たに制定いたします、志摩市進学応援金の基金に移行する事で、経済的困窮世帯に対するライフステージにおいた切れ目ない支援を行うことを目的としまして、既存の基金を有効に活用できるよう本条例及び規則を制定するものでございます。 続きまして、制定する条例及び規則の要点についてご説明申し上げます。議案第45号志摩市進学応援基金条例につきましては、進学応援基金を設置するために制定するものになりまして、進学応援金給付事業は令和7年4月からの実施となりますが、制度の周知を令和7年1月から3月に行いたいと考えている関係で本

	基金条例の施行は公布日からとさせていただきます。
日程第 4	議案第 46 号 志摩市進学応援金条例の制定について
事務局	議案第 46 号志摩市進学応援金条例ですが進学応援金基金条例に基づく基金の運用に関する事項として、受給資格対象者や給付額等を本条例で定めております。主な内容としまして給付額は大学等の進学者に対しまして、ひとりにつき 15 万円、高校等進学者につきましてはひとりあたり 8 万円で、それぞれ 1 回ずつとさせていただきます。給付の資格対象者は、市内に住所を有する者の子であり大学等進学者については、申請年度の前年度 3 月 1 日時点において生活保護法に規定する要保護者、申請年度の 4 月 1 日時点において市町村民税が非課税となる者の世帯に属する者、申請年度の前年度 3 月 1 日時点において児童扶養手当が支給対象とされる者の世帯に属する者としております。高校等進学者については、申請年度の 4 月 1 日時点において生活保護法に規定する要保護者、市町村民税が非課税となる者の世帯に属する者、申請年度の前年度 3 月 1 日時点において志摩市の就学援助費の交付対象世帯に属する者としております。なお、給付事業の開始は令和 7 年の 4 月 1 日からという事から、令和 7 年度以降に高校や大学等に進学する学生が支給の対象となっております。
日程第 6	議案第 48 号 志摩市進学応援金条例施行規則の制定について
事務局	議案第 48 号志摩市進学応援金条例施行規則ですが、こちらにつきましては、志摩市進学応援金条例の規定に基づきまして、応援金の給付に関して必要な事項を定めております。主な内容としましては、給付の方法は進学応援金申請書に必要な事項と必要書類を添えて教育委員会に提出いただき、支給決定された方の指定する申請者名義の口座に振込みさせていただきます。4 月中に申請された方につきましては、できるだけ早くということで 5 月中に振込み予定とさせていただきます。なおこの条例及び規則は、それぞれ令和 7 年の 4 月 1 日から施行するものとしておりますのでよろしくお願いします。
日程第 5	議案第 47 号 志摩市奨学基金条例の一部改正について
事務局	議案第 47 号志摩市奨学基金条例の一部改正についても関連議案として説明させていただきます。資料は 9 ページからとなります。それと併せて資料 11 ページにございます新旧対照表をご覧ください。年々子どもたちの数が減少していることに加えまして、高等学校等就学支援金制度、いわゆる高校無償化などの国等の経済的支援が充実してきた事に伴いまして、現在貸与型の奨学金制度の利用希望者が減少しております。給付型の奨学金の需要が高まっております。こういった現状の中で、現行の貸与型の奨学金制度の原資である志摩市奨学基金 1 億 8,500

	万円のうち、先程も説明させていただきました 1 億円を、新たに制定します給付型の奨学金である志摩市奨学応援基金に移行することで、既存の基金をより有効に活用できるよう本条例の一部を改正させていただくものになります。改正の内容につきましては、第 2 条第 1 項中の基金の額を現行の 1 億 8,500 万円から 8,500 万円に改めるものでございます。なお、こちらの奨学金貸与事業は引き続き継続させていただきます。貸与要件につきましては、所得基準を一律に定めず、失業などの家計急変や家族構成による経済状況を全体的に判断するものとして、要件の緩和をすることで基金の有効活用を図っていきたいと思います。以上で説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。
教育長	提案は一括してありましたが、議案は 1 件ずつ審議をしていきたいと思います。議案第 45 号志摩市進学応援基金条例の制定について質疑はございませんか。
委員	(挙手)
教育長	委員。
委員	第 2 条で基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める額とするとのことで、1 億円をこちらに移行するという事ですが、その後について目減りしていくわけですから、そこへ入れ込んでいく部分はとなっておりますか。
教育長	事務局。
事務局	一旦基金に 1 億円移行させていただき、基金の箱を作らせていただきます。その中で、子どもたちの人数によりますが、毎年見込みとして大学進学者、高校進学者ということで、令和 7 年度につきましては一旦 1,030 万円を一般会計に組み入れて、給付型の奨学金とし給付するようになります。
教育長	他いかがでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようでしたら議案第 45 号について採決に移りたいと思います。承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 45 号は可決されました。

教育長	続きまして議案第 46 号志摩市進学応援金条例の制定について質疑を受けたいと思いますが質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、採決に移ります。議案第 46 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 46 号は可決されました。
教育長	続きまして議案第 47 号志摩市奨学基金条例の一部改正について質疑を受けたいと思いますが質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、採決に移ります。議案第 47 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 47 号は可決されました。
教育長	続きまして議案第 48 号志摩市進学応援金条例施行規則の制定について質疑を受けたいと思いますが質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、採決に移ります。議案第 48 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 48 号は可決されました。
日程第 7	議案第 49 号 令和 6 年度 12 月補正予算（案）について
教育長	それでは日程第 7 に移ります。議案第 49 号令和 6 年度 12 月補正予算（案）について事務局から説明を求めます。各課からの説明を求めますので質疑は一括して

	行いたいと思いますのでご了承ください。 事務局。
事務局	教育総務課分の補正予算についてご説明させていただきます。資料につきましては 18 ページと 19 ページでございます。歳入からでございますが、教育費寄附金といたしまして 227 千円を計上させていただいております。これにつきましては篤志家の方から子どもたちの為に使っていただきたいという事で 228,631 円のご寄附をいただいたものになります。続いて奨学基金の繰入金といたしまして 1 億円を計上させていただいております。これは先ほど説明させていただいた 7 年度からの進学応援金給付事業を新規事業として開始するための原資であります。志摩市奨学基金から 1 億円を繰り入れて進学応援基金に積み立てるものでございます。続いて歳出でございますが、小学校備品購入経費でございます。先ほど歳入で説明をさせていただきました寄附金を財源といたしまして 229 千円、各学校に図書購入費として増額補正をさせていただくものでございます。令和 4 年度、5 年度におきましても同様の寄附金をいただいております、令和 4 年度には小学校へ、令和 5 年度には中学校にそれぞれ図書購入費として充当をさせていただいた経緯がございますので、令和 6 年度につきましては再度小学校に活用させていただくものになります。続いて進学応援基金積立金でございますが、先ほど歳入で説明をさせていただきました繰入金を原資といたしまして同額の 1 億円を新たに制定する、志摩市進学応援基金に積み立てるものでございます。教育総務課分は以上でございます。
教育長	事務局。
事務局	資料につきましては 20 ページから 26 ページの債務負担行為についてとなります。まず一つ目ですが、スクールバス、タクシー運行管理事業につきまして、鵜方小学校・文岡中学校スクールバス運行管理業務委託料としまして 14,032 千円となります。続きまして東海小学校、東海中学校スクールバス運行管理業務委託料としまして 55,606,320 円となります。続いて磯部小学校スクールバス運行管理業務委託料としまして 5,148 千円。小学校児童送迎事業としましてタクシー送迎業務委託料ですが年間 2,484 千円です。また生徒送迎事業としまして文岡中学校委員会活動が関わって 3,789,400 円。また、ALT、外国語指導助手派遣事業を一年分としまして 26,433 千円。最後になりますが中学生海外派遣事業としまして生徒 10 名と引率者合わせまして 10,861 千円となります。以上の事業を令和 7 年度当初から実施するために令和 6 年度中に契約を締結し受託業者と運行に関わる協議等を行うため 12 月議会補正予算への債務負担行為とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。
教育長	事務局。

事務局	よろしくお願いします。生涯学習スポーツ課分ですが、歳出のみですので資料 19 ページをお願いします。歳出で文化財保護補助金として 193 千円。内容としては磯部町恵利原にございます市指定天然記念物「家建の茶屋跡のオオシマザクラ」について地元自治会での樹木の保護事業が行われることになり、交付要望があったため、193 千円の増額となっております。続きまして磯部ふれあい公園管理運営費ですが光熱費 345 千円の増額となっています。電気料金の高騰による増額となります。続いて長沢野球場の管理運営費でございますが、維持補修用原材料費ということで 158 千円。これにつきましては土の補充頻度が非常に高くなっておりまして、現在残土がなくなっているような状態でございます。今後も大会を控えているということから、土の確保を行うための要求が来ております。続きまして浜島海洋センター管理運営費ですが、指定管理料 1,235 千円の増額。これにつきましても電気代の高騰によるものでございます。最後ですが、志摩海洋センター管理運営費ですが、指定管理料 289 千円の増額。これにつきましても電気代高騰によるものがございます。以上でございます。
教育長	事務局。
事務局	こども家庭課の 6 年度補正予算についてご説明させていただきます。歳出の補正について資料の 19 ページをご覧くださいと思います。まず、幼稚園一般経費の前年度子育てのための施設等利用給付事業国庫負担金返還金についてですが、令和 5 年度の子育てのための施設等利用給付事業について、幼稚園における預かり保育、及び一時預かり事業の利用実績に基づき計算した結果、返還する必要が生じたため国庫負担金について 452 千円の補正となりました。続きまして前年度子育てのための施設等利用給付事業県費負担金返還金についてですが、令和 5 年度の子育てのための施設等利用給付事業につきまして、先ほどの国庫負担金と同様実績に基づき精査した結果、県費負担金についても返還金が生じたため、226 千円の補正となりました。続きまして債務負担行為についてですが、本日追加の資料をご覧くださいと思います。幼稚園では給食の提供を行うことから、職員に対して検便検査を実施しております。検便手数料 552 千円につきまして、保育所及び給食センターの職員に対する検便手数料と合わせまして、令和 7 年 2 月に行われる定例入札会へお諮りするため 12 月補正について計上いたしました。以上で説明終了いたします。
教育長	各課からの説明があり質疑を受けたいと思いますが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので議案第 49 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)

教育長	挙手全員です。よって議案第 49 号は可決されました。
日程第 8	議案第 50 号 令和 5 年度教育委員会事務の点検評価報告書について
教育長	日程第 8 議案第 50 号令和 5 年度教育委員会事務の点検評価報告書について議題とします。本案について事務局から説明を求めます。
事務局	事務局。 議案第 50 号教育委員会事務の点検評価報告書について説明をさせていただきます。資料につきましては 27 ページと、別途お配りさせていただいております令和 5 年度教育委員会事務の点検評価報告書となりますので併せてご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条で、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないとされております。点検評価の対象となります志摩市教育推進計画は、4 つの基本目標であります「子ども一人ひとりを大切にする教育」「自然や伝統を愛し、ふるさとを誇ることができる教育」「知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む教育」「未来を創る人材を育む教育」で構成されております。それに沿った形で事務施策を推進していくこととなっており、こちらの報告書もその計画内容の事務とその結果、それに対する現状と課題という形で評価を行い、今後の方向性も含めてそれぞれの課から報告をしております。 成果の指標につきましては各項目の指標となる事項を定め、令和 7 年度の達成目標を数値化してお示ししています。また実績値に関しましては、年度ごとに指標に対する進捗具合、実績状況を数値で表すこととし、今年度は成果指標に対します実績値が記載されて 2 年目となっており、評価の可視化に努めております。なお、事業ごとの報告につきましては、時間の関係もございますので、大変恐縮ではございますが割愛させていただきたいと思います。また、同条 2 項で教育委員会は前項の点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものと規定されております。学識経験者の意見ということで、毎年志摩市の代表監査委員に意見をいただいております。今年度も代表監査委員からご意見をいただいております報告書としてまとめさせていただいておりますので、併せてご確認をお願いしたいと思います。以上で教育委員会の事務の点検評価報告書についての説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。以上です。
教育長	説明がありましたが質疑を受けたいと思います。 質疑はございませんか。
委員	(挙手)
教育長	委員。

委員	確認をしたいのですが、3つ程質問をさせていただきます。まず9ページ「自然や伝統を愛し、ふるさとを誇ることができる教育」の 課外活動支援事業です。この一番下の成果指標の中に志摩市 SDGs パートナーズ等とありますが、まずこれはどういう団体でどういうグループでしょうかということが1つ。 2つ目はこの学習会を実施した学校が7校のうち2校だけです。どこの学校が学習会を実施したのか。学習会を実施しなかった学校は、今後実施するのかお聞きます。3つ目ですが、現状と課題のところに課題として「施設見学や体験活動のための交通費の確保が必要であり、その確保について検討していく必要がある」とありますが、これに対する対応はされているのか。以上質問します。
教育長	事務局。
事務局	3つ質問いただきましたうちの2つに関しては申し訳ありませんが、まず1つ目の志摩市 SDGs パートナーズをしっかりと把握できていませんので改めて確認させていただきます。そして実績値の2/7の2校も、どの学校でどういうことをしたのかというのをしっかりと確認できていませんので、もう一回今後確認のうえ説明させてください。そしてバス移動に関する交通費の確保に関しては来年度の計画に向けて予算として上げています。
委員	ということは、もうバスで行けるという事ですよね。
事務局	はい。2件に関しては改めて説明させていただきます。そうできるよう予算をたてています。
委員	お願いします。
教育長	2校以外の学校の今後の対応ということについても併せてよろしくをお願いします。
委員	はい、お願いします。
教育長	後程、また回答させていただきます。
各委員	(挙手)
教育長	委員。
委員	20ページの第3章について質問させていただきます。数値に出てこない部分かと思いますが、家庭学習の時間がだんだん少なくなっているというのが問題になってきており、ここでも家庭や地域との連携というのも報告してもらっていま

	すが、取り組みとして家庭における学習習慣の確立に取り組んだ課題として志摩市ではどういうものが出ていますか。
教育長	家庭学習の課題。そしてどういうものを掴んでいるかということによろしいですか。事務局。
事務局	細かな資料を今持ってなくて申し訳ありませんが、後ほど見ていただきたいと思います。
教育長	これまでも中にも学調の結果も踏まえながら、家庭学習というのは一つ大きな課題として挙がっておりますので、その中で併せてテレビやゲーム、スマホ等の利用時間が長いということもそこに関わってくることになるかと思います。また詳しい内容については報告をお願いします。 他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので採決に移ります。議案第 50 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。 よって議案第 50 号は可決されました。
日程第 9	議案第 51 号 令和 7 年度全国学力・学習状況調査について
教育長	日程第 9 議案第 51 号令和 7 年度全国学力・学習状況調査についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	本案は令和 7 年度全国学力・学習状況調査の取扱いについて提案するものです。資料は 29 ページからとなります。令和 7 年度の全国学力・学習状況調査につきまして、実施要項はまだ届いておりませんが、別添資料のとおり令和 7 年 4 月 17 日に実施が予定されています。本来ならば実施要項に沿って調査の概要について説明をさせていただき、本調査員への参加についてご審議いただきたいところではありますが、実施要項が 12 月に入ってからとの予定となっております。その後すぐに調査への参加の意向調査がありますので、12 月の定例教育委員会で審議しては希望調査の締め切りに間に合わないということで、今回提案させていただきます。調査の対象としましては小学校六年生と中学校三年生です。調査する教科につきまして、小学校は国語・算数・理科。中学校は国語・数学・

	理科となります。 志摩市では、これまでもこの調査に参加して数値を出してきました。児童生徒の学力向上に向けて、今後もこの調査を活用して取組を行うため、調査へ参加をいたしたく、提案いたします。公表の仕方等につきましては実施要項が届きましたら、調査の概要について改めて説明させていただきたいと思いますので、今回この内容でご審議いただきたいと思います。説明は以上です。
教育長	実施する、しないという手続き上の話がありますので、そこについて今日は審議をお願いしたいという提案であったと思いますが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、ただいまの議案第 51 号について採決を取りたいと思います。議案第 51 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 51 号は可決されました。
日程第 10	議案第 52 号 指定管理者の指定について（志摩 B&G 海洋センター・志摩総合スポーツ公園）
教育長	本案について事務局から説明を求めます。
事務局	議案第 52 号についてご説明を申し上げます。資料は 35 ページ。本案は志摩市志摩町布施田 1101 番地にあります、志摩市志摩 B&G 海洋センター及び志摩市志摩町布施田 1103 番地にあります志摩市志摩総合スポーツ公園の管理を、平成 24 年 1 月 11 日に設立され、志摩市志摩町布施田 1101 番地に事務所を置いている、特定非営利活動法人志摩スポーツクラブ理事長、浦口保夫に行わせようとするものであります。指定の期間につきましては令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。指定管理者の選定方法につきましては、令和 6 年 9 月 2 日から公募を行いましたところ、同月 3 日、特定非営利活動法人志摩スポーツクラブの一社のみ応募があり、その後、10 月 9 日開催の第 3 回指定管理者選定委員会において、提出書類及び応募資格等の審査を行い、続いて 10 月 30 日開催の第 4 回指定管理者選定委員会にてヒアリング等の審査を行いました結果、特定非営利活動法人志摩スポーツクラブの指定管理者が候補者として選定されました。今後の予定といたしましては、本日の定例教育委員会にて指定管理者の候補者としてご承認をいただきましたら、本日、施設の管理運営に対する仮協定を締結し、令和 6 年第 4 回志摩市議会へ議案を上程いたします。 以上で説明を終わります。ご審議のうえご承認いただきますようよろしくお願いします。

教育長	説明がありましたが、質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので、採決に移ります。議案第 52 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。 よって議案第 52 号は可決されました。
日程第 11	報告第 41 号 令和 6 年度第 2 回一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査結果について
教育長	日程第 11、報告第 41 号 令和 6 年度第 2 回一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査結果についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	学校教育課です。どうぞよろしくお願いいたします。報告第 41 号、令和 6 年度第 2 回一人ひとりが大切にされるための生活アンケート調査結果につきまして、ご報告させていただきます。資料は 40 ページ、41 ページをご覧ください。今回の調査は、通常のアンケートの目的に加え、夏休み期間中における出来事の確認や、新学期後の教育相談への活用等の目的も加えての実施となりました。アンケート結果につきましては、資料 41 ページのかっこの数字をご覧ください。かっこの数字が示すとおり、いじめの認知件数は小学校 12 件、中学校 4 件、全 16 件でありました。2 回目の調査は、2 学期が始まった直後ということで、子どもたちの関わりが少なかった夏休み期間の影響もありますが、第 1 回よりは 8 件少ない件数ではありました。しかしながら、これまでに起こっていた事案をあらためて掘り起こすことができたことや夏休み期間中の出来事についての事例もあり、そういったことをとりこぼすことなく解決に導くことができたことは、新学期後の子どもたちの安心、安全につながっていると捉えております。総合教育センターに来ていただいている臨床心理士の方から、これまでの市のいじめ問題連携対策会議において、こういった過去の事案であっても、子どもたちにとっては、そのことを自らが伝え、そして解決に導いてくれたことは、大きな安心につながっている、過去のことであったも、子どもたちが自ら訴えてきたことに対しては、このように丁寧に対応していただきたい、そういった助言をしていただいたことがございます。今回のアンケートでも、一時はとおり過ぎてしまった事案などの掘り起しができたことで、その対象の子どもたちの安心につながったことは大きな効果があつたと捉えております。それは夏休み中の出来事も同じで、例えばこの事

	案がこのまま未解決で、あるいはエスカレートするといった状況が、過去の事案ではありますが、人間関係をきっかけに学校に行き渋ることもありましたので、そういったことを考えると、しっかりと対応できたことは、アンケートの成果でもあったのではないかなと考えております。それから今回認知された事例の多くが、例えば嫌なことを言われたとか、じゃれあっていて叩かれたとか、遊びの中ですが追いかけてきて叩かれたなど、日頃は仲良くしている仲間同士の事例も多く、もちろんその事例はいじめとして丁寧な対応は行われましたが、一方で相手の立場にたった発言や行動ができていないことは、まだまだ仲間づくりが不十分であることの裏返しであり、1年の後半に向けて、より課題を意識した学級づくりや仲間づくりが必要であると考えております。 また、令和6年度の9月末までのいじめの認知件数は、資料のかっこの上の数字をご覧ください。小学校で32件、内訳としましてはアンケートで26件、アンケート以外で6件、中学校は全20件アンケートで14件、アンケート以外で6件、小中合わせて52件となっております。ちょうど1年の折り返しを迎え、小学校では昨年度の認知件数のもう半分以上の認知の数字、中学校では昨年度の認知件数の約半数の数値を示していることから、引き続き積極的な認知対応が行われていると捉えております。 最後になりますが、学校生活も後半戦を迎えております。1年のスパンを見通した時に学級や学年づくりもいよいよ本格化される時期となるはずです。例えば、2学期にはどの学校も人権学習等を中心に、自分のことを語る場面など、人の思いに耳を傾ける機会がたくさんあり、そういったいろいろな出会いや交流を通じて絆を深め、安心して過ごせる学年や学級づくりが構築されつつある時期であると思います。三重県のビジョンにもあります、自己肯定感の涵養が、まさにこういった活動をとおして、じわりじわりと育まれていかなければならないと考えております。いろいろな場面でその成果や話を聞き、学校訪問の際にもそういった場面を目の当たりにすることも多々あるのですが、一方で、いじめの事案内容を見てみますと、まだそういった取組が不十分である課題もつきつけられているようにも思います。 現在、各学校においては、積極的な認知と丁寧な対応も行われておりますが、そういった事案内容の検証からも、課題をしっかりと意識し、今後の教育活動につなげていけるよう、事務局からも積極的に発信していきたいと考えております。以上簡単ではございますが報告とさせていただきます。よろしくお願いします。
教育長	説明がありましたが、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。
委員	(挙手)
教育長	委員。
委員	小学校⑤番のお金や物をたかられたと1件あるのですが、これはどんな案件なの

	かを教えてください。
事務局	これは新学期後に報告された事案ですが、実際に小学生と中学生との事案でございました。具体的には小学生と中学生が一緒に買い物に行って、お菓子とジュースを一緒に買うように言われ、お金を払われているのですが、中学生がその一部しか払わず差額は実際に被害児童が払ったままになっているということで、アンケートで訴え、事実確認とともに加害生徒への指導、それから加害生徒と小学校へ来校して被害児童へ謝罪、もちろん保護者対応も行い、差額も返金されているというような、単位的には数百円ですというようなところですが、これがまた気づかぬうちに大きな金額、力関係に発展していくということで、そういった事案の一例がございました。
委員	ありがとうございます。あと、⑦番にある危険なことをされたという危険なこととは、どの程度のものですか。
事務局	これは子どもたちがそのアンケートに選んできたものの記載ですので、小学校の2件は、学校は別々ですが自宅で遊んでいたときに加害児童に対して、男子児童同士でズボンのずらしあいをしとるという事案です。危険だと言われると少し表現が大げさですが、恥ずかしいことや嫌なこととしてあがってきているという事案でございます。中学校は、これは若干危険なことや恥ずかしいこととは違いますが、筆箱のキーホルダーが隠されて、筆箱が違うところに移動させられているというところで、おそらく嫌なことというような部分で上げてきた事案で、加害生徒も自分がやったということで名乗ってきている事案でございます。
委員	ありがとうございます。
教育長	他、質疑はございませんか。
委員	(挙手)
教育長	委員。
委員	報告の中で過去のことであっても話せば対処してくれたというのがあったが、これは子どもたちにしてはとても嬉しかったことだと思います。例えばどういふことか教えてください。
事務局	例えばアンケートを4回しているのですが、実際に聞き取りが今回で2回目であったとして起こってきたことが1回目のアンケートの前の時期であるとか、アンケートでも報告できたなあというような時期であり、なぜその時に言えなかったのかということも含めて、これまでの直近というよりかは過去の事例が、1、

	2件あったということでございます。実際に中身的には小さなことという表現が不適切かもわかりませんが、ぶつかってくるとか嫌なことを言われたということに対して、実際に自分の言葉で伝えられることが出てきたということです。
委員	そのような取組の中では、自分は大切にされているということが、子どもたちに伝わり、自己肯定感の涵養につながっていくと思われまふ。
事務局	もう過去のことであっても伝えて良いというような所は、またアンケートの際、日々の学級指導やその他の場面でもしっかりと教師側から発信していきたいと思っております。
教育長	よろしいでしょうか。
委員	はい。
教育長	いじめの捉え方の基本は、嫌な気持ちっていうのを放置しないということになると思いますので、子どもたちが引っかかっていることについては丁寧に聞き取り、それに対する対応は様々になると思います。必ずしも厳罰をもってということではなくて、それぞれで話し合う中での対応ということも当然でてくるかと思ひます。大事なことは見逃さないということになってくると思います。 後はよろしいでしょうか。ないようでしたら、報告第41号は承認されました。
日程第12	報告第42号 志摩市総合教育センター運営委員会 令和6年度 第2回会議について
教育長	日程12、報告第42号 志摩市総合教育センター運営委員会令和6年度第2回会議についてを議題とします。本案について、事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	よろしくお願ひします。報告第42号、第2回志摩市総合教育センター運営委員会についてをご報告いたします。資料は43ページ以降となります。少し資料が多いですが、順を追って説明させていただきたいと思ひます。第2回の会議を10月8日に開催しました。出席人数は8名中5名でした。概要ですが資料44ページをまずご覧ください。教育相談は4月から9月において合計136件寄せられて、発達、子どもへの関わり方が主な相談の中心でした。次に資料45ページです。ふれあい教室の状況です。小学生5人、中学生7人が通級しており活動の一環としてデイキャンプや卒業生との交流会も実施しております。次の資料45ページから46ページにかけてですが、カウンセリングの実施状況は不登校や発達支援について保護者、学校からの相談に対応し相談件数は4月から9月で92件

	となっています。同じく資料 46 ページをお願いします。教育連携と不登校対策については毎月、教育相談が不登校傾向の生徒に対する連携会議を開催し進路指導のサポートなど強化をしております。次に教職員研修の実施についてですが、資料 48 ページから 50 ページをご覧ください。教職員研修につきましては 32 の講座を年間準備して ICT の活用だったり特別支援教育の講義、または防災講座、感染症予防に関する研修も実施しております。途中、ICT 教育については中学校で ICT 教育を進める中でライフイズテックというようなアプリを使いまして技術科の授業で継続して研究をしております。次に 52 ページから 53 ページです。学力向上については学力調査、学力調査等の分析などにより知的な学力支援、個別支援や家庭学習の取り組みを強化する方針を説明し、発達支援教室の関係では各学校へ巡回し、低学年児童への支援を実施し家庭や学校との連携支援体制を整えています。同じく資料 53 ページ社会科副読本についての進捗は現在更新作業中であり、地域に特化した内容で更新すると共にデジタル化の検討を行っていくことを説明させていただきました。全体として今後の課題と方針として ICT 活用の支援の強化、学力向上の対策、教育支援の強化、更に地域の連携を図り教育支援の充実を目指すこと。第 2 期 GIGA スクール更新に合わせてデジタル教材と ICT 環境の繋がった推進をすることとして、運営委員会であげられた課題や改善点を踏まえ、今後の運用に生かしていく予定です。概略であります但し説明は以上となります。
教育長	説明がありましたが質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、報告第 42 号は承認されました。
日程第 13	その他協議・報告案件について
教育長	日程第 13、その他協議・報告案件について引き続きします。まず①各課からの行事予定の報告を求めます。質疑は各課の報告の後、一括して受けますのでご了承ください。 事務局。
事務局	教育総務課と学校給食センターの行事予定をご報告させていただきます。 11 月 25 日月曜日になりますが時間は 10 時から第 1 回臨時教育委員会を開催させていただきたいと思っております。場所につきましてはこちら 405 会議室でお願いします。 12 月 10 日火曜日です。11 時 20 分からしまらぶ給食生産者交流会ということで食材については伊勢えびを予定しております。場所については大王小学校の方で開催したいと思っております。続いて 12 月 20 日金曜日、時間は 10 時から第 12 回定例

	教育委員会を 405 号室にて開催させていただきます。以上です。
教育長	事務局。
事務局	学校教育課です。12 月 5 日木曜日 13 時 15 分からしまふれあい人権フォーラム小学生の部が阿児アリーナで行われます。翌日 12 月 6 日金曜日ですが同じく 13 時 15 分からしまふれあい人権フォーラム中学生の部が開催されます。
教育長	事務局。
事務局	11 月 21 日 22 日、今日明日 2 日間、志摩ふれあい教室フェスタが 9 時から 14 時まで開催しております。まさしく今日開催されていますのでお時間あればお越しいただけたらと思います。 明日、11 月 22 日令和 6 年度英語研修講座を開催します。行事予定は以上です。
教育長	事務局。
事務局	生涯学習スポーツ課です。11 月 22 日金曜日に全国海女サミット 2024 ということで開催をさせていただきます。11 月 30 日にはスポーツ等体験会ということで地域移行に向けてのスポーツの体験会ということで文岡中学校、鵜方小学校を会場に開催いたします。12 月 1 日伊勢志摩サイクリングフェスティバルということなのですが、これにつきましては協力ということで参加をさせていただくということになっております。
教育長	各課からの報告がありました。一括して質疑を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	ないようですので①の項は閉めたいと思います。続きまして、②その他について何か報告事項等ございますか。
各委員	(報告なし)
教育長	ないようですので、その他協議・報告案件についてはこれで終わります。 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。次回の定例教育委員会は、令和 6 年 12 月 20 日金曜日午前 10 時より 405 会議室で行います。以上で、令和 6 年第 11 回定例教育委員会を閉会します。ありがとうございました。

本日の会議を記録し、署名する。

教 育 長

委 員